

経済的な理由が生じた学生を対象とする授業料減免制度

【概要】

大阪リハビリテーション専門学校に在学する学生のうち、修学に熱意があるにもかかわらず、学費納入が著しく困難になった学生を援助し、修学を継続させることを目的とした減免制度です。

※詳細（申請手続き・選考基準等）は、「授業料減免（経済的理由者対象）規程」に基づく。

（減免額）

各学期の授業料の2分の1に相当する額

（対象者）

- (1) 学費負担者の死亡、傷病等により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- (2) 災害により、保護者の住居等が滅失又は毀損し、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- (3) その他の事情により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者

（家計基準）

- (1) 給与所得者 841万円以下 [源泉徴収票の支払金額]
- (2) 給与所得者以外 355万円以下 [確定申告書等の所得金額]